

令和7年度「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」推進支援業務委託仕様書

1 業務委託名

令和7年度「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」推進支援業務委託

2 委託業務内容

「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」基本構想に基づく事業の実施

本業務は、「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」の実現に向け、スポーツクライミングのまち龍ヶ崎基本構想(以下「基本構想」という。)に位置付ける事業を着実に実行するため、本事業の推進主体の一翼を担うものとして、市を伴走支援するものである。

本年度は、令和6年度に策定した基本構想に基づき、優先順位を付した上で事業を実施する。現時点で想定している優先事業は、「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」を象徴する大会等の誘致・開催、スポーツクライミングの普及促進や興味喚起を目的とした体験会の開催、プロモーションに関する施策の実行等である。また、事業者による事業の提案も受け付ける。

(1) (仮称)官民連携調整会議の設置・運営

「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」の実現に向けた事業を推進する上で、関係者との意見交換及び各種調整を図り、実行力を高めることを目的とした(仮称)官民連携調整会議を設置・運営し、3回以上開催すること。また、受注者は、会議のファシリテーターの役割を担うとともに、議事録を作成すること。

会議は、原則、対面で行うものとして、1回あたり2時間を想定し、事業実施に伴う協力者(出席者をいう。)への謝礼は1回あたり、3,000 円(市外在住の委員は交通費相当額加算)を上限とし、受注者の負担とする。

なお、会議は市庁舎会議室等を想定し、無償提供する。

(2) 「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」教育・学習事業

① 普及促進、興味喚起を目的とした一般向けの体験会及び学校と連携した体験会を企画・実行すること。なお、会場使用料は、ニューライフアリーナ龍ヶ崎(たつのこアリーナ)を使用する場合は、無償とし、商業施設等の民間施設を使用する場合は受注者の負担とする。

② 学校連携に関する施策について、スポーツクライミングの学校授業等への導入や、定期的な活動を後押しするために必要となる環境をソフト・ハード両面から検討し、教育機関等と協議の上、実現の可能性をとりまとめた事業計画を作成すること。

(3) 「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」プロモーション事業

「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」の認知拡大に向けたプロモーションに関する方針(案)を策定するとともに、プロモーションに関する施策を実行すること。

(4)「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」にぎわい創出事業

- ① 「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」を象徴する大会として、日本山岳・スポーツクライミング協会(以下「JMSCA」という。)主催のボルダージャパンカップ又はそれと同等規模の大会開催に係る誘致活動を支援すること。また、大会の開催にあたり、必要となる JMSCA 等との各種調整を行うこと。なお、大会に係る運営費(JMSCA 等に対する共催費を含む。)は、全て見積額に含むものとし、JMSCA 等に対する共催費を 9,100 千円(税別)とする(実際の共催費が下回った場合の処理は、別途協議する。)
- ② ①の大会が開催に至らない場合は、その代替として、市民が競技者等として参画可能で、市外から参加者・来訪者が見込まれるボルダー競技を伴うイベント等(以下「代替イベント等」という。)を企画・運営することとし、内容について事前に市の承認を得ること。見積書の内訳書において、参考記載としている表に見積額を記載し、協賛金や参加者負担金による収入を想定している際は、併せて備考欄に記載すること(代替イベント等を開催することとなった場合、市と受注者の費用負担については、当該見積額を上限として、協議するものとする。)
- ③ 大会等の趣旨を逸脱せず、企画内容の充実を図ることを目的に、企業協賛を得て事業規模を拡大し事業費に充てることができる。参加者負担金も同様とするが、参加者に十分配慮した設定とすること。
- ④ 会場利用料は、ニューライフアリーナ龍ヶ崎(たつのこアリーナ)を使用する場合は、原則無償とし、商業施設等の民間施設を使用する場合の会場使用料は受注者の負担とする。

なお、下記は、大会等開催予定として、先んじて予約している期間である。ただし、当該施設の利用需要を考慮し、予約期間の圧縮に努めること。

※ニューライフアリーナ龍ヶ崎(たつのこアリーナ)【メイン・サブアリーナ予約日】

令和 7 年 11 月 5 日～令和 7 年 11 月 18 日

令和 8 年 1 月 28 日～令和 8 年 2 月 10 日

(5)「スポーツクライミングのまち龍ヶ崎」の環境整備・資金調達事業

基本構想に位置付ける事業を展開する上で、求められる環境整備について、市民が親しみを持てる既存施設の活用促進や市内の環境整備、スポーツクライミングの普及や選手育成に資する環境整備に係る手法を検討し、その実現可能性を踏まえた提案をすること。

また、本事業の持続可能な運営や大会などの開催に向け、具体的な財源確保に係る

手法を提案すること。

(6)その他自主提案による事業

基本構想を踏まえ、優先的に取り組むべき個別事業の提案をすること。

(7)打ち合わせ

事業実施において、初回、中間、業務完了時のほか、必要に応じて適宜打ち合わせを行う。打ち合わせは龍ヶ崎市庁舎を使用する想定とするが、状況によってはオンラインでの打ち合わせも可能とする。

なお、議事録は、打ち合わせ後、5営業日以内に受注者が作成し、本市に提出すること。

(8)業務の管理・執行体制

(ア)統括担当の設置

業務全体の統括、市及び関係者との調整窓口等を担う統括担当を設置すること。

(イ)全体のスケジュール管理

受注者は、契約後速やかに本業務に係る全体スケジュールを市に提示し、承認を受けること。

(ウ)留意事項

適正かつ確実な業務遂行体制を整えること。また、他の業務と混同しないよう、十分に留意し、市からの求めがあった場合、速やかに報告が可能な状態にすること。

(9)市に対する助言

(ア)発注者が官民連携による会議に参加意向を有する団体等と意見交換、打ち合わせ等を行う場合には、発注者の要請に応じて同席し、助言を行うこと。

(イ)本事業は、新しい地方経済・生活環境創生交付金(旧制度であるデジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプ)を活用して行う事業である。本交付金の申請・報告等の書類作成に関し助言すること。

7. 成果品

(1)実績報告書 一式
(事業報告書、(仮称)官民連携調整会議運営報告、大会等企画・運営報告、その他関連資料)

(2)上記、成果品のデータ(PDF 形式等)(DVD 形式で提出) 一式

(3)「スポーツライミングのまち龍ヶ崎」のプロモーションで制作したコンテンツ 一式

(4)その他、本市が必要と判断した資料

8.再委託について

- (1)受注者は、委託業務の中核となる総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。また、業務のうち一部を再委託する場合、事前に市からの承諾を受けること。
- (2)再委託を行う場合、必ず再委託先の事業者と個別に契約を交わし、業務に係る責任の分担をあらかじめ取り決めておくこと。なお、契約書類の写しを提出すること。
- (3)再委託にあたり、龍ヶ崎市内事業者の活用に努めること。

9. 業務遂行上の注意

- (1)受注者は、効率的な業務の遂行のために市と密接な連携を図り、市の意向を把握しながら作業を行うこと。
- (2)業務遂行上で疑義が生じた場合や、業務上重要な事項の決定、また本仕様書等に定めのない事項については、あらかじめ市と協議の上でその指示又は承諾を受けること。
- (3)本委託業務における見積費用の内訳の積算根拠、関係資料などは全て明確にしておくこと。

10. 見積方法 見積書には総価(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。

11. 支払条件 検査合格後、一括払いとする。ただし、適法な請求書を受領した日から30日以内に指定された金融機関口座に振り込むものとする。

12. 特記事項

- (1)「業務委託契約書」のほか、「個人情報を取り扱う事務に関する特記仕様書」を遵守すること。また、業務を遂行する上で関連する法規がある場合は、それらを遵守すること。
- (2)本業務に係る成果品、制作したコンテンツ等の成果物の著作権等の知的財産権その他一切の権利は全て発注者に帰属するものとし、それらに含まれる肖像権について、受注者の責において適正な処理を行うこと。
- (3)本業務によって作成した資料については、市の了解なく使用、公表してはならない。

13. その他

本仕様書に定めのない事項は、市との協議によって決定する。